

◎新潟県告示第668号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成26年4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名  
株式会社 高森商店  
代表取締役 高森 彰子
- 2 主たる事務所の所在地  
新発田市大手町2丁目4番3号
- 3 取消年月日  
平成26年3月31日